

## 旅客船ビートル衝突(海洋生物)

事故発生:平成28年1月8日

報告書公表:平成29年7月27日

勧告:平成29年7月27日

### ○ 事故の概要

本船は、船長及び一等航海士ほか5人が乗り組み、旅客184人を乗せ、長崎県対馬市上島北西方沖を大韓民国釜山港から福岡県福岡市博多港へ向けて航行中、海洋生物に衝突し、旅客7人が重軽傷を負うとともに、客室乗務員2人が軽傷を負った。

### ○ 事故の原因

本事故は、JR九州高速船株式会社が平成28年1月4日に設定した鯨類などとの衝突に対する安全対策として減速航行などの実施を行う減速海域において、本船が、巡航速度(40ノット)で航行中、至近で海洋生物を発見したため、転舵したものの海洋生物と衝突したものと考えられる。

本船が、至近で海洋生物を発見したのは、本船の船長が‘減速航行、見張りの強化、旅客に対するシートベルト着用周知放送の実施など’(鯨類警戒航行)を指示せず、見張りの強化が行われずに航行したことが関与した可能性があると考えられる。

本船の船長が鯨類警戒航行を指示しなかったのは、JR九州高速船株式会社が、鯨類警戒航行の実施要領を安全管理規程に定めて周知徹底を図っていなかったこと、減速航行実施に伴う許容される遅延時間を伝えていたこと及び鯨類警戒航行の実施状況の把握をしていなかったことが関与したものと考えられる。

### ○ 被害の原因

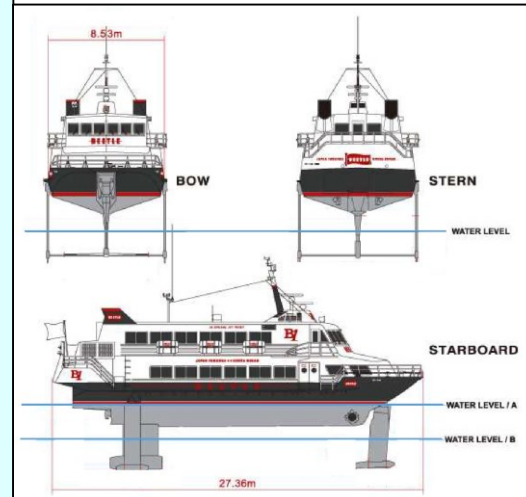
旅客が負傷を負ったのは、シートベルトの未着用あるいは適切な着用をしていなかったことから、座席に落下するなどし、また、シートベルトを着用していたものの、テーブルを展開していたこと及び肘掛けに緩衝材が設置されていなかったことから、固定されていない上半身がテーブル等に当たったことによる可能性があると考えられる。

旅客がこぼれたホットコーヒーで手に火傷を負い、ワゴン販売中の客室乗務員が負傷したのは、鯨類警戒航行の措置が講じられなかったことが関与したものと考えられる。

本件減速海域設定状況図(抜粋)



一般配置図



## ○ JR九州高速船株式会社に対する勧告内容

- 1 鯨類警戒航行の実施について、安全管理規程で定めること。
- 2 各船に対し、設定した減速海域における鯨類警戒航行を励行させること。
- 3 各船における鯨類警戒航行の実施状況が把握できる管理体制を構築すること。
- 4 客室内における緩衝材の取付け及び鯨類警戒航行時のテーブルの格納等を進めること。



## ○ JR九州高速船株式会社が講じた措置の概要（完了報告 平成30年6月15日 受理）

### 1 安全管理規程の変更

- ・ 安全管理規程に鯨類警戒航行の実施及び監視などの項目を追加した。  
(安全管理規程変更届出書(平成29年9月21日付)を九州運輸局へ届出・受理済)

### 2 鯨類警戒航行の励行

- ・ 鯨類視認情報のメール送信に加え、減速海域設定書を配付することとした。
- ・ 安全管理委員会(年2回以上開催)において鯨類警戒航行の励行について周知を図ることとした。
- ・ 鯨類警戒航行の励行が認められない場合は、電話や訪船により指導することとした。

### 3 鯨類警戒航行の実施状況が把握できる管理体制の構築

- ・ 運航管理者等がAIS(船舶自動識別装置)情報で減速航行を確認することとした。
- ・ 減速海域設定書に、鯨類警戒航行の実施項目についてチェック欄を設け、船長がチェックし、運航管理者または代理者が確認することとした。

### 4 客室内の緩衝材の取付け、鯨類警戒航行時のテーブルの格納等

- ・ 緩衝材の取付けが必要な座席の肘掛け上部に緩衝材を取り付けた。
- ・ 減速航行を実施する際、旅客に対し、テーブル格納の協力依頼(船内放送及び口頭)を実施することとした。
- ・ テーブル格納時の旅客に配慮し、各席にドリンクホルダーを増設した。